

防災対策特別委員会会議録

平成24年 1 月27日

場 所 第5委員会室

平成24年 1 月27日(金曜日)

午前10時 3 分開会

会議に付した案件

○概要説明

総務部

1. 津波防災地域づくりに関する法律について

○協議事項

1. パブリックコメント等の実施結果と委員会の考え方について
2. 宮崎県防災対策推進条例の一部を改正する条例(案)について
3. 委員会報告書骨子(案)について
4. 次回委員会について
5. その他

出席委員(12人)

委員	長	井本英雄
副委員	長	丸山裕次郎
委員		坂口博美
委員		中村幸一
委員		中野一則
委員		山下博三
委員		右松隆央
委員		徳重忠夫
委員		渡辺創
委員		高橋透
委員		河野哲也
委員		前屋敷恵美

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のために出席した者

総務部

総務部長	稲用博美
総務部次長 (総務・職員担当)	堀野誠
県参事兼総務部次長 (財務・市町村担当)	岡田英治
危機管理局長	甲斐睦教
総務課長	柳田俊治
危機管理課長	金井嘉郁
消防保安課長	山之内点

県土整備部

河川課長	野中和弘
都市計画課長	大迫忠敏
建築住宅課長	伊藤信繁

事務局職員出席者

政策調査課主査	松崎勝一
議事課主査	関谷幸二

○井本委員長 それでは、ただいまから防災対策特別委員会を開会いたします。

まず、本日の日程についてであります。お手元に配付の日程(案)をごらんください。

3の概要説明では、前回の委員会で御要望のありました「津波防災地域づくりに関する法律」について御説明いただくこととしております。

次に、4の委員協議についてであります。本日はパブリックコメント実施結果や条例改正(案)について御協議いただきたいと思います。

本日はこのように取り進めてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○井本委員長 それでは、そのように決定いた

します。

では、執行部入室のため暫時休憩いたします。

午前10時4分休憩

午前10時4分再開

○井本委員長 委員会を再開いたします。

本日は、総務部及び県土整備部においていただいております。

それでは、説明をよろしく願いいたします。

○稲用総務部長 では、説明いたします。

今回の説明事項につきましては、「津波防災地域づくりに関する法律について」であります。

主に関係します部局であります総務部、県土整備部が出席しております。出席者の紹介につきましては、お手元の配席図のとおりということで省略させていただきたいと思っております。

説明事項につきまして、危機管理課長のほうから説明させますので、よろしく願いいたします。

私のほうからは以上でございます。

○金井危機管理課長 危機管理課でございます。

それでは、今回、防災対策特別委員会から指示がございました「津波防災地域づくりに関する法律」につきまして御説明させていただきます。

防災対策特別委員会資料の1ページをお開きください。

「津波防災地域づくりに関する法律」の概要でございます。

この法律は、昨年の東日本大震災での被害を踏まえまして、津波災害に強い地域づくりを早急に進める必要があるとの認識のもとに、国土交通省において、ハード・ソフトの両面から津波対策を実施するための具体的な施策や制度を定める法律としまして検討が進められてきたも

ので、昨年の年末、12月7日に可決・成立し、同月の27日に施行されておるところであります。

なお、この資料につきましては、先日、11月2日の閉会中の防災対策特別委員会におきまして、法案の概要の資料として既に御説明いたしておるところであります。内容は同じものがございます。したがって、前回の御説明と重複いたしますが、再度主な点を説明させて進めさせていただきたいと思っております。

真ん中の大きな囲みでございます「概要」の部分をごらんください。この法律で定める各種施策につきましては、まずは国土交通大臣が津波防災地域づくりに関する基本指針を策定することとなります。そして、都道府県知事は、この指針に基づきまして津波浸水想定を設定し、市町村長は、この指針や浸水想定を踏まえて、地域の実情に応じた津波防災地域づくりを総合的に推進するための推進計画を作成することができるものとされておりました。この計画に基づきまして、津波避難施設の容積率の緩和などの特例が措置されるということでございます。

また、これら以外では、都道府県知事や市町村長が行います津波防護のための盛土構造物や閘門などの管理や、都道府県知事が警戒避難体制を特に整備すべき区域を津波災害警戒区域として指定することができること、警戒区域のうち一定の開発行為や建築を制限すべき区域を津波災害特別警戒区域として指定することができることなどが規定されております。

以上が法律の全体的な概要でございます。

次に、2ページをごらんください。

これは、ただいま御説明いたしました「津波防災地域づくりに関する法律」の推進のための基本指針の概要でございます。

本指針は、法律の施行日の昨年12月27日に、

国土交通大臣が定めまして公表されているところであります。

本指針で記載された事項は、一覧でごらんいただけますように、大きく5つの事項に分けて整理されており、順に御説明してまいりたいと思います。

まず、1番目の「津波防災地域づくりの推進に関する基本的な事項」でございます。この中では、昨年6月に制定されました津波対策の推進に関する法律、これは津波対策に関する基本的な理念を規定したものでございますが、この理念を踏まえまして津波防災地域づくりを進めること、また、最大クラスの津波に対しまして、何としても人命を守るという観点から、津波防衛の施設整備とあわせまして、それを超えるような津波が発生した場合の避難体制などを柔軟に組み合わせるようなハード・ソフトの施策を総動員した多重防御という考え方、また、これらを地域づくりの中で効果的に進め、住民の防災意識を高く保つ必要があるとの考え方が示されているところであります。

次に、2つ目の「基礎調査について指針となるべき事項」でございますが、これは津波浸水想定の設定のための基礎調査に関する考え方でございます。記載のとおり、国、都道府県、市町村が連携・協力しまして、計画的な調査を行うこととなっております。

3つ目は、2の調査から引き続く形で、「津波浸水想定の設定について指針となるべき事項」でございます。津波浸水想定につきましては、現在、本県においても作業を進めておりますが、この指針の中でも、都道府県知事が最大クラスの津波を想定し、悪条件下、これは平均最大満潮位での津波を想定しました浸水を想定することとなっております。また、これ

までの本県の取り組みに関して説明してまいりましたとおり、東南海・南海地震のような大規模海溝型地震により発生する津波につきましては、中央防災会議が設定します震源モデルをもとに設定を行うこととなっております。

続きまして、4つ目の「推進計画の作成について指針となるべき事項」でございます。先ほど法律の説明の中で申し上げましたとおり、基本指針や津波浸水想定を踏まえながら、津波防災地域づくりを総合的に推進するために、市町村長が策定する計画が推進計画でございます。ここでは、この計画を作成するために、右上に記載のとおり、警戒区域、この後御説明いたしますこれらの指定に基づく市町村のソフト対策や、津波防護施設の整備などのハード対策の連携、民間施設の避難場所としての活用など、推進計画策定に関する基本的な考え方、記載事項などが示されているところであります。

最後に、5つ目の「警戒区域・特別警戒区域の指定について指針となるべき事項」でございます。

初めに、津波災害警戒区域の指定について御説明いたします。これは、住民などが津波から円滑かつ迅速に逃げられるために、警戒避難体制を特に整備する必要がある地域であり、都道府県知事が津波の浸水想定を踏まえまして指定することとされております。また、都道府県知事は、区域指定とあわせまして、この後御説明いたします津波災害特別警戒区域において、建築や開発行為に関して一定の制限を行うための基準の水位も公示することとなっております。そして、この警戒区域においては、市町村が措置することとなりますが、避難訓練の実施やハザードマップの作成・周知などを対策として実施するよう求められておるところであります。

次に、津波災害特別警戒区域についてでございます。これは、ただいま御説明しました津波災害警戒区域として指定した区域の中において、特に津波により建築物が破損するなどによりまして、人命などに著しい危害が生じるおそれがある区域を指定するものであります。この区域におきましては、防災上の配慮が必要とされる住民を守ることができるように、建築や開発行為に関して、居室の床の高さや構造の面での安全性を求めるような一定の制限が設けられることとなります。

これらの県が行います区域指定につきましては、御説明しましたとおり、津波に対する防災対策が充実する一方で、一定の制限が設けられる面での影響もありますことから、指針でも記載されているとおり、住民の理解や各関係市・町との意見交換などを含め、慎重かつ十分な検討が必要であると考えておるところであります。

以上が基本指針の概要でございます。

本指針につきましては、先ほども申し上げましたとおり、昨年末に公表されたばかりのもので、具体的な取り扱いやスケジュールなど、今後さらに具体的な情報などが出されるものと考えておりまして、国土交通省から地方公共団体に対する説明も実施される見込みであると聞いておるところであります。

また、法に示されました施策につきましては、危機管理課が現在実施しております津波の浸水想定や、県土整備部が所管するハード整備、土地利用などの地域づくりなどを含めた総合的な対策となっておりますので、今後、総務部や県土整備部など、相互に連携しながら情報収集や検討を進め、具体的な施策の実施に向けて、スピード感を持って取り組んでまいりたいと考えておるところであります。

危機管理課からは以上でございます。

○井本委員長 以上で執行部の説明が終わりましたが、委員の皆さんの御質問をどうぞ。

○高橋委員 よくわかりましたが、説明の中で再確認ですけど、いわゆる津波災害特別警戒区域に指定されたところは、建築行為・開発行為を制限するというところで、いわゆる建築許可は出さないということになるんですか。

○伊藤建築住宅課長 今、話されました津波災害警戒区域、それから津波災害特別警戒区域につきましては、国のほうで建築に係る技術的な基準を定めるということで、この基準が守れた場合については、建築を許可するというふうになっております。

○高橋委員 津波が来るよと想定される区域で、先ほど説明がありましたように、いわゆる建築物が破壊されるような津波が来るから特別警戒区域というふうに指定されると思うんですよね。そこでも、その際クリア、今の説明、ちょっと私、理解していないかもしれませんが、建築物が何かクリアできるのであれば許可するんですか。いわゆる2ページの最後のほうの警戒区域の中には、「建築行為・開発行為を制限すべき区域を指定」とあるから、建築物はもう建てられないのかなというふうに理解をしたんですよね。その確認です。

○大迫都市計画課長 この特別警戒区域のほうですけれども、警戒区域の中で、特に著しい人的災害が発生するおそれのある土地ということで、ここには一定の開発行為・建築行為を制限するということですので、内容につきましては、建築物の用途におきまして、いわゆる災害弱者と言われる高齢者、それから学童、乳幼児、そういった福祉施設、学校及び医療施設、こういったものについては建築が規制されると

ということになっておりまして、ただし、津波の浸水深——津波の深さですね——以上に居室があるもの、あるいは構造的に国が示します技術基準を満足しているといったような条件を満足しておるものについては、知事が許可できるということになっております。

○高橋委員 なかなか私、理解しがたいんですけど、いわゆる特別警戒区域で建物が破壊されるんだよという区域指定だから、一般の住宅とかそこまで想定して、すべての建築物を制限するのかなというふうに理解したんですよね。そういう細目があるんですね、この法律の。

○大迫都市計画課長 建築物について、制限するものについては、こういう例示がありますけれども、今、高橋委員が言われました一般住宅についても、制限をすべきというふうに考えたときには、その住宅の規制をするというのは、市町村の条例で定めることもできるということになっております。

○高橋委員 であれば、1月初めに新聞に載りましたけど、滋賀県のあそこは河川の関係の浸水区域、いわゆる危険地ですよね、ここに建物もだめですよという条例を何かつくるというような、来年度でしょうけど、そういうのが載っていましたが、滋賀県みたいに条例をつくって、いわゆる建築物の規制をすることはできるということですね。

○野中河川課長 今お話がありました滋賀県のお話ですけど、本県でも、水害に伴って土地利用の規制をした事例もございまして、こちらにつきましても、あくまでも水害なんですけれども、いわゆる今事業を進めております水防災事業、それとか激特事業とかで、輪中堤とか宅地かさ上げをしておる事業がございまして、そちらにつきましても、洪水のはんらんを許容する

区域もございまして、防護区域と許容する区域ということで、その許容する区域につきましては、そういう規制をかけておりまして、こちらにつきましても、市町村が条例を定めまして規制をするということとしております。今申し上げました水防災事業、それと激特関連ということで、指定済みの事業としましては、水防災が6事業、現在条例が制定されて、まだ指定ができていないところが2事業、水防災事業でございまして。また、激特事業関連では、これは宮崎市が8地区指定しておるところでございまして。以上でございまして。

○高橋委員 もしこの条例ができれば、滋賀県は何か全国で初めてらしいですけど、今ある建ててしまっているところについては、輪中堤とかそんなので守ってあげなきゃいかんでしょうけど、今から開発行為がなされるとか、新しく家を建てるとか、そういうのは、今からそこは規制して建てないようにしないと、東北でもあの大震災で防潮堤ですか、それもまだ視野に入っているみたいで、いろいろ議論もされているようですよね。それで、完全に津波が防御できるわけでもないわけで、そういうお金があれば、別の河川の掘削等いろんなそういうのに使うべきだろうという意見もあるし、できれば今からなされる行為については、何らかの規制で、いわゆる最悪のことを逃れるために、その対策は必要じゃないかなと思います。今後またいろいろと議論されていくはずですから、宮崎でも条例でいろんな縛りをかけていく、そういう検討をしていただきたいなと思います。

○野中河川課長 先ほどの激特関連の件で8地区指定ということで申し上げましたけれども、今7地区指定で、1カ所は予定ということで、今現在、作業を進めておるところでございまして。

済みません。訂正いたします。

○渡辺委員 1点質問、イメージなのですが、先ほどの御説明で、具体的な話はこれからということだったので、まだ具体化はしていない話だとは思いますが、このイメージとして、警戒区域、特別警戒区域というのは、例えばこの間の東日本大震災クラスの津波が来ると考えれば、宮崎県の沿岸部は全部警戒が重要だろうと言ってしまえばそうなると思うんですが、そんなようなイメージでの広い警戒区域の指定になるのか、それとも、例えば港の周辺の地域だけが指定されたりとか、例えば宮崎市によく出ています島山地区とかが非常に危険性が高いというような形で、そういう小さい地域での指定になるのか、それは今のところイメージとしてはどんな形なんでしょうか。

○金井危機管理課長 この法律の基本としまして、一次的なものにつきまして、ハード整備につきましては、100年、200年単位の災害を想定したものを基本としておるところ、それ以外の最大の今度は津波、マグニチュード9程度のものが来る場合には耐え切れませんので、一応避難を原則とした対策を進めながら、ハード・ソフト面を組み合わせた柔軟な対応をしていこうという考えを持っております。その中で、この警戒区域と特別警戒区域と分かれてくるんですが、警戒区域につきましては、一応避難を原則とした地域、それと特別警戒区域につきましては、その中で規制が必要である区域ということで考えて進めるものというふうに判断しております。ただ、これも知事のほうの指定でございますけれども、法にも書いていますとおり、住民並びに関係されたところの関係者との十分な検討の上で指定がなされていくものというふうに説明がなされておりますので、その点

を進めていこうというふうに考えています。なお、ただ、すべてその地域自体を指定することもありますけれども、その中で床の高さとかそういうハード的な面の条件、ある程度の条件が地区地区で示されると思いますけれども、これがクリアされているような建物であれば、許可することになるかというふうに認識しておるところであります。

○渡辺委員 今の御説明を伺っていると、避難を想定する地域ということが災害警戒区域のほうになると考えれば、そちらのほうは、かなり広域にわたってそういう指定がついて、特別警戒区域は、かなりぎゅっと限定的な地域になると。だから、警戒区域については、かなり沿岸部が広がるというようなイメージで現時点では考えていいということではないでしょうか。

○金井危機管理課長 地域防災計画の中でも議論されたとおりのようなイメージを持って今のところ進めております。ただ、国のほうから、また後ほど説明会等々がございますので、その中の詳細については判明してくるものと、指導が全国一律になされてくるものというふうに考えております。

○丸山副委員長 お伺いします。津波防護施設の管理等ということでお伺いしたいんですが、ここに書いてあるのは、都道府県または市町村がということを書いてあるんですが、津波防護施設をつくるのに、新設、また改良ということなんですが、新設した場合に、県がやるべきもの、市町村がやるべきものということのすみ分けというのは、どのような形で決まっていくのかというのをちょっと、わかっている範囲でお伺いしたいと思っております。

○野中河川課長 現在、詳しい省令等がないものですから、はっきりしておりませんが、

この津波防護施設につきましては、基本的には県が新設、改良、管理をすることとなっております。市町村が管理したほうがいいと思われるものについては指定して、市町村が管理するということになっております。あくまでも従来ある河川管理施設とか海岸管理施設とか港湾施設とか、それと全然別のもので、新しい概念で、いわゆる既存の道路、バンク状の道路とか、そういうものを利用して防波堤がわりとして使うというイメージですので、陸域に設置されるもので、河川区域とか海岸区域から外れた施設ということになります。だから、概念としては、新しい概念ということ。そういう道路なんかを利用して、いわゆるそこに護岸をつくったりとか、穴のあいたボックス、立体交差の穴のあいた部分については、閘門を閉めたりとかするイメージで、今この法律上はできておまして、それを管理するのは県というのが決まっているというだけでございまして、県でじゃ具体的にはどういう形で新設、改良、管理を進めていくかと、今からそれぞれ話し合いながら、道路管理者等々と話しながら決めていくことになるかと思えます。

○丸山副委員長 道路とかではわかるんですが、よく話題になりました防災ビルといいますか、周りに高い建物が無いから、ちょっと新しい建物をどこかにつくってくださいという、海岸線を持っている市町村の中でそういうものをつくってほしいという要望も聞いたものですから、そういった津波防護施設に当たるのかなと思っているんですが、そういうのも基本的には県がやるということになるのか。そういう箱物自体は、市町村が指定すれば、市町村のほうでもつくってくださいというふうになると認識してよろしいでしょうか。

○金井危機管理課長 現在、津波からの避難施設につきましては検討中ではございまして、どこが担当するというのは、今のところ明確にされていないところであります。ただ、今回の3・11前におきましては、静岡並びに高知方面では、まず市町村が避難タワーというものをつくるという認識で進めてきておったんですけれども、数的なもの、予算的なものがございまして、この法律に基づいて、どの程度の国との調整が必要なのかというのを、今からそこらのやりとりが出てくるものかというふうには考えておるところです。ただ、単純に防災の避難施設だけの目的のためにつくるものが、ちょっといかがなものかという考え方もございまして、現在、今から建てようというものにつきましては、なるべく屋上の避難施設があるとか、外部に階段を設けていただきたいとか、そういったものを含めまして、民間の施設等も利用しながら、避難施設ということと、地域と一体となったまちづくりというものを進めていくのではないかと、今から考えておるところです。ただ、今のところ、本当に予算的なもの、それにつきまして、どこか、どういうふうに対応できるのかというのは、ちょっと明確にされていないというところもあります。

○伊藤建築住宅課長 今話が出ました津波避難ビルの話なんですけれども、これにつきましては、従来から民間の建物を使いまして避難ビルに活用するということがありまして、この避難ビルにつきましては、従来は新耐震、要するに新しい耐震基準であるものと、それからあとは外階段がついているとか、屋内避難階段があつて、かつそれが有効に、例えば施錠されていないとかいうことの基準があるんですけれども、これにつきましては、今度の法改正によりまし

て、さらに民間を活用するというので、ここに書いていますように、委員会の資料の1ページの中の特例措置というのがあると思うんですけども、特例措置の中で、津波避難建築物の容積率規制の緩和というのがありまして、この容積率の緩和をすることによって、民間ビルをさらに活用したいというふうな趣旨のもとに、この特例措置が設けられているところです。

○大迫都市計画課長 こういった今説明しました特例措置についても、それから先ほどお話が出ました津波防護施設あるいは避難施設の整備等につきましても、今回の法律の中では、市町村において、ハード・ソフト施策を組み合わせた多重防御が図れるように、総合的に津波防災地域づくりを進めるために推進計画をつくりなさいということになっておりまして、その推進計画の中に、今申しました津波防護施設とか避難施設、そういったものをきちっと位置づけをなさいと、警戒区域等についても、その推進計画の中で位置づけをしてくださいということになっておりまして、当然のことながら、市町村は、沿岸市町村につきましても、推進計画というの今後つくっていくことになるんですけども、ただ、今は、今後国から示される津波の断層モデル、そういったものを基本にしまして、県のほうが津波浸水想定を行う、その想定を市町村が受けて、そして市町村が、地形とか地質あるいは市町村の実態、沿岸部の実態等に応じて、その推進計画をつくっていくということになっておりまして、この法あるいは基本方針の中でも、地元の実情に一番詳しい、また土地利用状況にも一番詳しい市町村が、やはり推進計画をつくるべきということになっておりまして、こういった施設の整備等については、その推進計画の中でちゃんと位置づけなさいとい

うことになっております。

○井本委員長 予算的裏づけは今後ですか、それは今から。国のほうはどんなふうに考えているんですか。まだ今からですか。

○金井危機管理課長 この当面については、私たちが話を伺っていないものですから、そういった裏づけも含めまして、細部事項をどういうふうに進めていくのかというのは、今後、説明を受けながら明らかにしていきたいというふうには考えておるところであります。

○右松委員 ちょっと確認で私も伺いたいんですが、先ほどの話で、都道府県知事が基本指針に基づいて津波浸水想定を設定して公表するということなんですが、先ほど危機管理課長の話で、断層モデルの部分なんですが、震源モデルというふうに言われていたんですが、震源モデルというのはどういう中身でしょうか。

○金井危機管理課長 内容的には同じものでございます。

○右松委員 断層モデル、ちょっと私も調べまして、断層面の向きや傾き、大きさ、面上でのずれの量、破壊の進行速度などの断層パラメーターで表現されるというふうに出ていましたけど、今、県のほうで原田教授が座長でやっています防災会議なんですが、この断層モデルについては、研究はその防災会議でもされるんでしょうかね。

○金井危機管理課長 中央防災会議の中で示されたのは、南海トラフ巨大地震モデル検討会によりまして、広域的なものがなされて、進めてくるというふうに伺っております。ただ、これは今のところ震源域だけが示されたところでございますので、中身については今からというふうに伺っています。そのほか、今質問にございました日向灘につきましても、日向灘からトカ

ラ海谷ですかね、ここまで含めました広範囲な日向灘地震としてのトラフ的なものを示して、これの想定に基づくところの震源域をして、地震が、津波がどのように発生するのか、マグニチュード9にどのように発展してくるのかというのを今調査的なものはしていただいております。

○右松委員 わかりました。あと別件なんですけど、都市計画審議会の委員になっていまして、この間、審議会が行われまして、都市計画法の改正について話し合いがされた中で、地震、津波という言葉が一切入ってなかったんですね。これについては、やはり委員のほうも幾つか、原田教授もここに入っていましたので、ぜひ都市計画における津波防災という観点の中身を盛り込んでいただきたいという要望をお願いしたいと思います。以上でございます。ありがとうございます。

○井本委員長 私からですが、津波浸水想定の設定は県のほうでやるわけですね。それは、このごろネットなんかで出ているやつとは違うわけでしょう。これはまだ今からですか。

○金井危機管理課長 ネットに出るのは、宮大の研究グループがつくっておられるものというふうに考えております。ただ、あれも基本的には原田教授中心なものでございますので、それも参考にしながらということになってこようかと思っておりますけれども、あれを想定して、しばらくは今度は居住地が多いところにつきましては、メッシュを細かく切る被害の想定をつくる、大きいところはちょっと粗くてもいいのかなというふうに考えておりますけれども、そういった作業を進めてまいりますので、市街地に対するところの被害の程度、津波の遡及はどのようになるのか、例えば建物が多いところになりました

ら、そこでとまる確率が高いんですが、建物のないところであれば、何にも障害物がないので、かなり高くまで遡及することも考えられていきますので、そういった地形・地物を想定した被害の程度というのを今からまた調整してくることはなろうかと思っております。

○井本委員長 大体いつごろまでにそれはできるんですか。

○金井危機管理課長 今の予定では、日向灘につきましては、大まかな中間報告を年度内にやらせていただくのが一つと、東南海・南海につきましては、一応高いほうの被害が大きくなりますので、24年度末を目指しておるところでございます。ただ、中央の日程がちょっとずれ込んできているというところも数カ所ありまして、はっきりいつまでにできるというのがちょっと申し上げにくいような状態であります。ただ、県としましては、スピード感が大事でございますので、その点は中間報告でも進めていきたいというふうに考えておるところであります。

○井本委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○井本委員長 では、執行部の皆さん、ありがとうございます。お疲れさまでした。

暫時休憩します。

午前10時41分休憩

午前10時42分再開

○井本委員長 委員会を再開いたします。

協議事項（1）パブリックコメントの実施結果と委員会の考え方についてであります。

資料1をごらんください。

パブリックコメントにつきましては、昨年12月15日から1月13日までの30日間、実施したところでありまして、また、県や市町村、関係団体

等への文書照会もあわせて実施いたしました。
パブリックコメント等の受け付け数は4通で、
別紙のとおり6件の御意見をいただきました。

次のページをお開きください。

1 ページ目が県民からの御意見であります。
2 ページが延岡市から、そして3 ページ以降が
執行部からいただいた意見となっております。
それぞれ御確認をお願いいたします。

まず、1 ページをごらんください。

県民の皆様からいただいた御意見については、
パブリックコメントに対する委員会の考え方を、
ホームページに掲載する必要がありますので、
御協議いただきたいと思います。

御意見のありました22条、35条ともに、今回
の条例の見直し箇所ではありません。また、内
容につきましても、条例の運用面で具体的に検
討されるべき内容であると判断されることから、
表記のとおり、「県当局に伝える」という形で回
答したいと考えておりますが、皆さん方の御意
見をお聞かせ願いたいと思います。

これでよろしいでしょうか。ちょっと読んで
もらおうと、条例で決めるようなことじゃないん
ですよ。いいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、そのように対応いたします。

次に、市町村及び県からの意見についてであ
ります。

2 ページをごらんいただきたいと思います。

延岡市からの意見につきましても、条例改正
の内容に直接関係するものではありません。条
例案の修正等の協議の必要はありませんので、
回答については、別添のとおり、事務局を通じ
て行いたいと考えておりますが、それでよろし
いでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

では、そのようにいたします。

最後に、県当局からの意見についてでありま
す。

資料1の3 ページ、理由のところをごらんい
ただきたいと思います。

「既存不適格建築物」という表記につきまし
ては、「適切な表現とは言えない」との指摘があ
りますので、ここは修正を考えております。

あわせて、資料2の16条をごらんください。

執行部からの意見のとおり修正した場合は、
見え消しの修正のとおりとなるところでありま
す。このような形でよろしいかと思いますが、
皆さん方の御意見を、5 ページ、16条のところ
は、既存不適格建築物という言い方はおかしい
と、それ以前に建てられたという見方にしたほ
うがいいんじゃないかということです。これで
いいですか。概念的におかしいと言うから、「昭
和56年5月31日以前に着工された建築物」とい
うことで記載したいと思いますが、いいですね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

では、そのようにしたいと思います。

続きまして、2 番目の協議事項であります条
例改正（案）についてであります。改めて資
料2をごらんください。

当委員会では、東日本大震災等に係るさまざ
まな防災上の課題を現行条例の内容に照らしな
がら、条項に沿って1 条ずつ丁寧に見直してま
いりました。また、パブリックコメント等も踏
まえ、ただいま内容について再度検討してい
ただいたところでございます。全体を通して、内
容に関する御意見はございませんでしょうか。

線を引っ張ってあるところが全部今度の新し
く加えるところです。

では、条例改正案の内容について決定してよ
ろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○井本委員長 では、そのように決定いたします。

再度、法制的なチェックを行った後で、2月定例会中に政策条例検討会議の開催を求め、ただいま決定いただきました改正案を提出させていただきますたいと思っております。

なお、今後の手続等につきましては、正副委員長に御一任くださるようお願いいたします。

次に、協議事項（3）委員会報告書骨子（案）についてであります。

資料3をごらんください。

委員会報告書の骨子案を記載しております。

当委員会の成果は、条例改正でありますので、報告書には、この成果を前面に押し出した内容とすべきであると考え、骨子（案）を構成したところであります。

ローマ数字の「Ⅱ 調査活動の概要」につきましては、当委員会の調査事項に基づきまして、「1 想定を超える災害に備えた防災対策について」、それから下のほうの下線を引いております「2 宮崎県防災対策推進条例の改正について」、次に「3 消防団等について」の3項目を述べたいと考えており、条例見直しの背景や課題を中心に記載したいと考えております。

「4 想定を超える災害に対する県への提言」では、条例改正（案）に記載しました内容を中心に、調査活動を踏まえた県への具体的提言事項を8つ述べたいと考えております。

このように4つの章で構成し、それぞれをごらんいただいておりますような項目に分けて記述することとしております。

ローマ数字の「Ⅲ 結び」では、当委員会の調査活動を総括し、条例案策定までの活動経過や県への提言について、改めて記述したいと考

えております。

また、条例の前文で示しました理念を中心に述べた上で、当県議会の条例改正により、安心して生活できる地域社会が今後も続いていくことを期待したいとして、結びとしたいと考えております。

それでは、詳細を記したA3判骨子案をごらんください。

書記のほうから御説明をさせていただきます。松崎書記、よろしく申し上げます。

○松崎書記 それでは、正副委員長と協議いたしました内容について御説明を申し上げます。

ただいま委員長のほうから、全体の流れにつきましては御説明いただきましたので、ローマ数字のⅡの中の下線部の「1 想定を超える災害に備えた防災対策について」から、4の下線部にありますとおり「想定を超える災害に対する県への提言」までの本論を中心に御説明を申し上げます。

まずは、下線部1の「防災対策について」でございます。

想定を超える災害としまして、東日本大震災が発生したことに触れました上で、日向灘沖での連動型地震の発生ですとか新燃岳噴火、そして台風による風水害の発生など、「本県においても大きな災害の脅威がある」ということを述べたいと考えております。

次に（2）では、岩手県のほうで東日本大震災における避難等の成功事例を調査しましたので、点線の中の○にありますような助かった3つの事例を述べまして、防災訓練の励行ですとか防災教育の重要性などについて触れたいというふうを考えております。

（3）の想定を超える災害に必要な対策等についてであります。やはり巨大災害に対して

は、ソフト対策との組み合わせによる「減災対策」が必要であるということを述べました上で、

「逃げることの徹底」ですとか「災害弱者への対応」、あと「地域防災力の向上」などが課題になっているということに触れたいと思います。

また、東日本大震災を踏まえまして、県当局では、宮崎県地域防災計画ですとか地域減災計画の見直しをただいま行っているところがございますので、具体的な数値目標を新たに定めまして、その目標に向かって一步ずつ着実に達成されていくことが必要であるということを述べたいと思っております。

下線部2の「宮崎県防災対策推進条例の改正について」であります。前項で明らかになりました課題も踏まえながら、当委員会がこれまで行ってまいりました条例改正についての取り組みを述べたいと考えております。

(1)の条例改正の必要性においては、現行条例であります宮崎県防災対策推進条例は、風水害対策に重点を置いた議発条例であり、東日本大震災等の教訓を踏まえた改正が必要でありますということを述べますとともに、(2)には、東日本大震災等に係る本県のさまざまな防災上の課題を現行条例に照らしましたときに、そこに書いてあります地震津波対策の拡充ですとか防災教育の推進など、4つの事項を条例に新たに定める必要があると判断したことについて述べたいというふうに考えております。

また、下線部3の「消防団等について」でございますが、当委員会では、消防・防災のリーダーとして、災害から地域を守る消防団の調査が特に必要であると判断しまして調査を行ってまいりました。消防団の現状を初め、意見交換等で明らかになった課題について述べました上で、消防団協力事業表示制度や非常備消防の課

題等についてもあわせまして触れたいというふうに考えております。

最後に、下線部4の「県への提言」につきましては、当委員会の成果であります条例改正(案)に記載しました内容を中心としつつ、これまで委員会の中で議論されました事項を踏まえまして、そこに記載しております8つの提言をすることでまとまりました。

まず、1つ目の「地域のつながりや地域間連携の強化を図ること」につきましては、委員会でたびたび議論したところでございますが、自治会の加入促進などによりまして、地域コミュニティ力の向上を図って、実効性の高い自主防災組織を育成していくことですとか、広域災害に備えた地域間連携が必要であるといった、条例の前文に示しました内容について提言したいというふうに考えております。

2つ目の「BCPの策定」につきましては、企業防災という視点や静岡県での取り組み事例なども含めながら、必要性を述べたいというふうに考えております。

3つ目の「防災体制の強化」につきましては、岩手放送大学の齋藤所長のほうから伺いましたように、防災に係るセクションには、専門性と継続性が求められているということを踏まえまして専門的職員の育成や、前回の委員会で議論されました防災拠点施設の整備に対する当委員会の意見なども含めまして提言したいと考えております。

4つ目の「防災教育の推進」につきましては、岩手県の「釜石の奇跡」等を踏まえまして、自分の判断で危機を乗り越え、次世代の支援者ともなり得る人材を育成していくことを県当局に求めたいと考えております。

5つ目の「住宅耐震化の推進」につきまして

は、静岡県プロジェクト「TOUKAI-0」の取り組みも交えながら、市町村と一体となった住宅耐震化の取り組みを求めたいというふうに考えております。

6つ目の「消防団等の充実」につきましては、消防団の充実とともに、非常備消防の常備化に向けた取り組みも含めまして求めたいというふうに考えております。

7つ目の「県民の円滑な避難を促す体制を整えること」につきましては、情報連絡体制の確立に努めること、あと報道機関との連携強化を図ること、そして災害時要援護者対策の充実にさらに努めることなどを述べたいと考えています。

最後の「県民意識調査の実施」につきましては、静岡県での実施事例をもとに、本県の防災対策の着実な推進が求められている中で、県民の防災意識を把握し、今後、県の対策の実効性を確認していく必要があるということを提言したいというふうに考えております。

全体としては、このような書きぶりにしたいと考えております。

説明は以上でございます。

○井本委員長 以上であります。皆さん方の御意見をお聞かせください。

提言で抜けたところとかないですか。一応またできた時点で皆さん方にお見せしたいと思えますけど。

○山下委員 3番の消防団等についてなんですけど、私たちがいろいろ回った中で消防団の人との意見交換の中でも、いわゆる責任というのはどこまでかということで非常に悩んでおられたんですよね。結局今度の東日本の中でも、消防団員が犠牲になっているんですよね。消防署職員じゃなくて消防団員なんですよ。要する

に、現地の中で一番、水門の管理とか避難を誘導する、その責任というのが、皆さん前言っておられたのは、いわゆる発生した15分、20分の中で津波が来るということで、消防団員にみんな自分で守ってくれと、そのあたりが非常にまだ明確になっていない、消防団員との葛藤があるだろうと思うんですが、そのあたりの責任問題とか、何か表示すべきじゃないのかなと思うんですが、その問題点があるというようなことを、我々が調査した中で。一番私もいろいろ調査した中で、そのあたりの記憶があるものから。

○松崎書記 現状と課題のところでは精査させていただきます。

○坂口委員 表現するのは難しいけど、大きい問題だと思うんですけど、今までの行政も含めた指導の間違いだと思うんですよ。消防団はプロフェッショナルじゃなくて、火を消すときの補助員なんですよ。給料をもらっているわけでも何でもない。だから、まず自助の最優先たるものは、消防団員は自分の命は自分で守れ、だから危険な行為には行くな、僕はよく自衛隊なんかとも言うんですけど、今度のもので自衛隊が物すごく脚光を浴びましたよね。あんた方は鉄砲の弾に進んで行って、命を捨てて国を守り、国民を守るために養っているんだぞと、だから何らノルマはないじゃないかと、体を鍛えることで、そこを履き違えるなど、だから、あんまり思い上がるなということ。僕は新田原基地の職員にも言うんですよ。その違いだと思うんです。一方は鉄砲の弾に向かっていく、敵に向かって行って自分の命を守る訓練を常に受けているプロフェッショナル、給料は税金で賄われている。一方はボランティアで、火事的时候に行って水をかけることぐらいしか習っていないやつ

に、危険なところに行かせようとする、その消防団を含めた、やっぱりこれは行政の責任で、そこはまず行政に認識を変えさせて、今言われる、ただ、こういうものに消防団は自分の命を守るために逃げろとは書きづらいから、それぞれがまず自助というところの最たるものに、消防団員が自分の命を長らえることで結果的に地域を守れるんだと、死んだら、それから後、何もできないということですよ。だから、使命、役割、そこをやっぱり的確に、これに入れにくいと思う。

○山下委員 実は新燃岳の噴火があった後、土石流のことがちょっと心配で、雨がかなり降ったものですから、行政のほうで避難勧告を出すタイミングと、そしてそれを誘導する、皆さん言うことを聞かないと言うんですよね、消防団が言っても。だから、どこまでじゃ消防団の責任というのをみんな悩むと言うんですよ。だから、出てみんな避難したらいいんでしょうけど、夜の夜中に消防団を動員されて、警らと警戒と避難の指示、そういうことでしょっちゅうあるのかなと、そのことに対して、消防団の責任というのが非常に問われる部分もあるんでしょうけど、絶えずその義務を果たすために命をぎりぎりのところまでやらないといけないというのが、非常に迷っておられるような、調査の中で消防団の人たちの話が出たがなと思って、その葛藤があるんだと。

○坂口委員 役割と責任を、だからそれも言われたように、権限を持たされてないから、何かあっても、そこで強制力を持たないですよね、ああしろ、こうしろと。だから、そこをやっぱり自分は何のための要員なのかというのを、そこをしっかりと、正しく自分の責任とか、そういうものを認識させるというところからでしょ

ね。

○中村委員 消防団の役割と責任を明確にすると、ここまで踏ん張らないかんということになると、ますます消防団の被害が大きくなるわけだから、だから普賢岳のときもそうだけれども、消防団の言うことを聞かないでマスコミが押しかけて、それを避難させるために消防団の連中が相当亡くなったわけよな。だから、その責任等、そういうところを明確化してしまうと、消防団にもっともっと大きな加重をかけることになる。

○坂口委員 だから責任は逆にあんまりないんですよ、本当は。消防団員には責任はないんですよ。それを勘違いしてるんですよ。軍隊と同じぐらい、警察官やら軍隊と同じように、軍隊とか警察官は、国民の命を、たった1人を守るために1,000人死んでも仕方がないという責任があるんですよ。

○中野委員 現実的には、消防団が普通の河川の樋門とか今度の海岸の水門も、日常管理をしているんですよ。だから、それを閉めに行かないとしようがないんですよ。

○坂口委員 だから、そこは考え方が変わってくると思うんです。

○中野委員 だから、その辺のことを何かしてもらわんと、現実には、方法も含めて、何かあればすぐ消防団がずっと拡声器でしますよね。今度、新燃岳でもそうだったと思うんですけれども、夜間警備を含めてですね。

○山下委員 責任をここで書けということじゃないですわ。そんなことしたらだめですから、だけど、消防署職員が犠牲にならないで、東日本もそうだし、普賢岳でもそうでしたし、常に消防団が犠牲になるんです。だから、消防署職員というのは、指示系統がぴしゃっとしていま

すから、絶対近づかないですよ。だから、そこに消防団の人たちに余りにも責任というのが、水門の管理とかもあったし、避難させるときには。

○坂口委員 だから、水門の管理は問題になっているから、多分それはそこまでやらせちゃいかんということになってくる。だからそこを自分なりに課せられるかと。

○山下委員 どういう表現ができるかですよ。

○坂口委員 この提言の中に入れるのは難しいと思うんですね。

○松崎書記 今までの議論を総括させていただきますと、消防団にどうしなさいという提言まではできないでしょうから、こういった課題があるということにとどめさせていただくような表記でよろしいでしょうか。

○丸山副委員長 消防団員がこの東日本、250名以上、残念ながら命を落とされているということで、国全体で消防団員のどういう活動をやったほうがいいのかというようなのをトータルしてまとめて、それを逃げるところは逃げるという教育もしないといけないという方向を何か国全体も考えているというのを聞いていますので、そういうのが多分執行部に聞くと、割とそういうのが、今後は逃げてもいいよと、まず自分の命を守れというのが出てくるのかなと。

○坂口委員 それはだから長い中で慣れとか勘違いとかあったんですけど、大江戸のいろは40何組ですか、あの中に、ん組がないですよ。死につながるということで、ひ組、これはないんですよ。いろは、い組、ろ組、やっぱり消防はそんなものだったんですよ。それがだんだんだんだん間違えてきて、命をかけてやるのが消防で、これは違うんです。命を守って地域を守るのが消防団なんです。命をかけて地域を守る

のは、自衛隊であり警察なんです。

○山下委員 県内調査の中で出ましたがね。だから、消防団の私は本当に痛切な思いだったんだろうと思うんですよ。どこまでが僕らの責任かということ、例えば寝たきりとか弱者の人たちを説得するために…。

○坂口委員 だから、そういうのは解釈違いだから、そういうのが義務づけられているところは一切ないですよ。だから、やっぱり正しくそこを認識させるところに戻って、まずは自助で自分の命を守ることに、広報活動でもそうですよ。避難してください、危ないですよというところまでで、我々が守るからおまえら逃げろという広報、そこまでは任されていないですよ。危ないから逃げてくださいということは、まだ安全なんですよ。

○井本委員長 わかりました。今は、休憩中じゃないですから。課題を整理する方向で文言を選んでいきたいと思います。ほかにはないですか。

○右松委員 ささいなことなんですけど、きょうの基本的な指針の中で非常に印象に残った言葉で、「ハード・ソフトの施策を総動員した多重防御」という言葉が非常に印象に残ったんですね。ですから、今回委員会報告の中に、1の(3)ですけど、想定を超える災害に必要な対策の中で、この多重防御という言葉を入れてもいいかなと思いました。

○松崎書記 ハード対策だけではなくてソフト対策との組み合わせによる多重防御による減災対策というような…。

○右松委員 そうですね。意識が強いというか、確認です。

○徳重委員 今かなりあったんですけど、想定を超えるという想定外という概念、これを言い出したら切りがないかもしれないけど、余り使わ

ないほうがいいんじゃないかなという気がしてならないんだけど、私は。

○松崎書記 当委員会につきましては、東日本大震災を踏まえて条例改正に取り組みましたものですから、東日本大震災を例える表記というのが必ず必要になるかと思えます。それにかわる表記として、未曾有の巨大災害ですとか、いろいろ考えられるところではあります。条例の前文の中に「想定にとらわれず」というような表記等もございますものですから、ここでは想定という言葉を使いました。あと委員会の中でも想定外という言葉、文言は今後は使わないでくださいというようなやりとり等もあったりして、想定という言葉が結構委員会の中で多く出ているところがございます。ここは想定を超えるといいますけど、これまでの想定を超えるというようなお含みおきをしていただいて御理解いただければというふうに思っているところです。

○右松委員 そういう受け取り方じゃないと、なかなか想定外という言葉が今使われない中で、あくまでも今までのいろんなことを受けてということですよ。

○松崎書記 はい。

○井本委員長 副委員長と書記との3人で話したときも、ここはこの言葉でいいかなと実は問題になったんですけどね。ほかにいい言葉があればそのほうがいいかもしれませんが。これでいいですか。それとも何かちょっと今言った、今は想定外という言葉がぱっとわかるけど、これはやっぱり何年もするうちに、案外はやりの言葉でなくなってしまう可能性もあるから、何かちょっと、何年も続くような言葉の方がいいかもしれんなどという気もするんですが。御意見があればお願いします。

○右松委員 例えば、またこれも基本的な指針の中に、最大クラスという言葉が出ているんですが、2ページの3番ですね、最大クラス。

○渡辺委員 現時点で想定されるのは、東日本大震災が一番だという意味での最大クラスになっている。それは新たな想定という話になります。

○井本委員長 これは報告書ですからね。あくまでも今現時点における報告ですから、これでいいですか。では、済みませんが、そのようにさせていただきます。

なお、報告書そのものにつきましては、正副委員長に御一任をいただき、案ができ上がりましたら、印刷のスケジュールの関係で、個別に御了解をいただくような形をお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○井本委員長 それでは、そのような形で進めさせていただきます。

今回の委員会は、2月定例会中となりますが、報告書につきましては、先ほどお話ししましたとおり、事前に皆様の御了解をいただくこととなっております。

でき上がりました報告書は、他の委員会の分と合冊して、2月定例会の最終日に議場で配付することとなりますので、御了承を願いたいと思います。

次に、次回の委員会についてであります。

2月定例会最終日に私が行います委員長報告の案について、これは報告書を要約したのようになりますが、御協議をお願いしたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

最後に、その他で何かございますでしょうか。

○丸山副委員長 実は1月24日の日に、国民保護法に基づく図上訓練を何名か多分視察させて

いただいたと思っているんですが、私あのときに感じたのが、執行部サイドの皆さんはあそこに大体出てきているんですが、議会という立場を考えたときに、我々が行くわけにも、なかなかすぐ集まれないと思っているんですが、議会事務局長とか次長もしくはそういう方が少し入ってもらうか、そういう議会の情報伝達が何かないような気がしたものですから、何らかのことをちょっと提言、今後のこととして議会がどういう活動をすればいいのかというのを、非常に私自身がちょっと不安に感じたものですから、皆さんどういう意見を持っていらっしゃるのかなというのを、もしまとまれば、議長のほうにも、何かこういう形で今後の対応については、ある程度議会内のマニュアルとかをつくっておいたほうがいいんじゃないかなと感じたものですから、お伺いしたいかなと思っています。

○中村委員 前にも言ったことがあるけど、口蹄疫のときにも、1人、私が議長の時だったけど、委員長に確認してもらって、対策本部の中に入れてもらったんだけど、また別個に対策本部をつくるということになると、ふくそうして大変な混乱を招くから、そういうのもやっぱり検討していかないかんのかなと。

○河野委員 この前、本会議場以外に、コントローラー会場というところが、県庁の1号館5階にあって、そこが連絡の拠点だったなと行ったところですね。その入り口に、レスポンスセルという3人ほどいらっちゃった、あの3人が議会関係の担当の方がついていらちゃったんですよ。この役割がちょっと質問したかったんだけど、質問するなと言われたので、だから、議会にも情報が流れるような位置づけを、このコントローラーのところではしてないか

なという気がしたんですが、その確認を。あの役割がちょっと僕たちに伝わってなかったなというのがありましたけど。コントローラーに、具体的なそれぞれの関係機関の情報伝達の、ここにあったんだと思って、何であの作戦室にぼんぼん情報が入ってくるのかなと思ったんですけど、ここで調整してたんだなという。

○井本委員長 すると、そのあたりから議会のほうにもらってくるように、情報が入るように…。

○河野委員 だから、議会も結局情報が得られるようなポジションがあるのかなという、ちょっと確認したほうがいいかなと思っています。

○中村委員 そういうポジションがあって、オブザーバーでもいいから意見を具申するようなポジションを一つぐらいつくってもらわないと、この前みたいに、口蹄疫のときみたいに、伝達を全部させてもらったけど、これはできないということになる。

○松崎書記 ちょっと執行部に確認をとらないと回答ができませんものですから、後ほどそこはお伝えするような方向でよろしいでしょうか。

○井本委員長 いいでしょうか。それでは、気がついたことがありましたら、もう一回はやりますので、そのときにでもいろいろ御意見下さい。

きょうはどうも御苦労さまでした。ありがとうございました。

午前11時20分閉会